



## 一般財団法人国連支援財団 賛助会員規程

### 第1条 (目的)

本規程は、一般財団法人国連支援財団（以下「当法人」という。）における賛助会員に関し、会員の入会及び退会並びに会費等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条 (賛助会員制度とは)

当法人の賛助会員制度とは、国連の諸活動を支援することを通じて世界平和と人類の発展・福祉に寄与することを目指す当法人の運営を賛助会費によって支援して頂くための会員制度をいう。

### 第3条 (賛助会員)

当法人の趣旨に賛同し、入会を希望する個人、法人及びその他の団体は賛助会員になることができる。ただし、別記に規定する者は、賛助会員になることができない。

### 第4条 (入会)

賛助会員の入会については、随時受け付けるものとする。

2 賛助会員になろうとする者は、当法人ホームページにおける申込フォームへの入力もしくは理事会が別に定める様式による入会申込書を提出しなければならない。

3 申込フォーム及び入会申込書に記載された個人情報については当法人が運営上に使用するものとし、許可なく第三者に公表しないものとする。

4 賛助会員には、会員証を発行するものとする。

### 第5条 (賛助会員の種類)

賛助会員のうち、個人を「個人会員」、法人及びその他の団体を「法人・団体会員」とする。

### 第6条 (入会の承認)

理事会は、第4条に規定する入会の申し込みがあったときは、速やかに申込内容を審査し、申請者がその資格を有するものと認めるときは、入会を承認する。

### 第7条 (会費)

賛助会員は、次に定める入会金及び会費を納入するものとする。

#### ① 個人会員

入会金 10,000 円

会費1口 12,000 円、1口以上 (年間)

#### ② 法人・団体会員

入会金 100,000 円

会費1口 120,000 円、1口以上 (年間)

2 入会金及び会費の納入は、賛助会員が毎年当法人が指定する銀行口座に振り込むものとし、納入確認後、所定の会員証の発行をもって賛助会員としての資格を生じるものとする。

3 賛助会員が退会するときは、その会員であった期間に相当する未納会費を納入しなければならない。

4 賛助会員が既に納めた入会金及び会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

### 第8条 (会費の使途)

前条に掲げる会費は、当法人の事業運営及び管理費に充てるものとする。

### 第9条 (賛助会員資格の有効期間)

賛助会員資格の有効期間は1年間とする。

2 前項に定める有効期間は、賛助会員または当法人から特に更新拒絶の申出がない限り、満了日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

3 賛助会員資格の有効期間満了に際しては、当法人の定める方法により更新のための案内を当該会員に通知する。

### 第10条 (賛助会員の特典)

賛助会員に対する特典は、次の各号のとおりとする。

- ① シリアルナンバー入り会員証の発行
- ② 機関紙・メール等による情報提供
- ③ 賛助会員限定の当法人オリジナル・グッズの提供 (寄付返礼品として)
- ④ 当法人が主催する会員間の親睦を図る交流会等へのご優待
- ⑤ 当法人が主催する講演会、セミナー等への会員料金での参加

### 第11条 (退会)

賛助会員が退会しようとするときは、会員証を添えて、所定の退会届を理事会に提出するものとする。

2 賛助会員が次の各号の一に該当するときは、理事会は退会させることができる。

- ① 賛助会員が正当な理由なく、2年以上賛助会費を納入しないときは、理事会は、賛助会員たる権利を停止することができる。
- ② 賛助会員に、当法人の信用を失うような行為があった場合又は倫理規程に違反するなど理事会が賛助会員として不適切であると認めた場合は、理事会の議決により、その賛助会員を除名することができる。

### 第12条 (賛助会員資格の喪失)

賛助会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- ① 退会したとき。
- ② 個人会員が死亡若しくは失踪宣告を受け、又は法人・団体会員が解散若しくは消滅したとき。
- ③ 除名されたとき。

### 第13条 (当法人の名称等 (ロゴマーク等を含む。) の使用の禁止)

賛助会員は、当法人の名称等 (ロゴマーク等を含む。) を商業的活動及び個人又は企業・団体の活動に使用してはならない。

2 賛助会員は、次の各号のいずれかに該当するおそれがある場合には、当法人の名称等 (ロゴマーク等を含む。) を使用してはならない。

- ① 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動の目的に利用される場合
- ② 法令や公序良俗に反する場合
- ③ 特定の個人又は団体の売名に利用される場合



- ④主宰する企業及び団体の提供する商品やサービスの品質を担保・証明するものとして利用される場合
- ⑤自己のシンボルマークや商標・意匠として使用し、又は、第三者が誤解・混同する場合
- ⑥その他、不正な使用が行われる場合

#### 第14条（補則）

本規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別途定めるものとする。

#### 第15条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議による。

#### 附則

本規程は、一般財団法人国連支援財団の設立登記の日から施行する。

本規程は、2023年1月10日から改訂施行する。

本規程は、2023年3月1日から改訂施行する。

本規程は、2024年7月1日から改訂施行する。

#### 別記（第3条関係）

（1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同法同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

（2）反社会的行為を行う個人及び企業・団体

（3）反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋又はこれらの関係者その他反社会的勢力）との関係を有する個人及び企業・団体

（4）その他公序良俗に反する個人及び企業・団体